

令和3年度 第9回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和3年10月27日(水) 午後2時00分から

開催場所 Zoom 及び東北遊商事務局会議室

第1号議案 令和3年度「取扱主任者講習会」開催に関する件

(1) 取扱主任者講習会最終シミュレートについて

11月2日より開催する、令和3年度取扱主任者講習会の最終シミュレート、及び委員の各会社社員1名とZoomを繋ぎ実技講習のシミュレートを併せて行った。

《主な要点》

- ① 「実技講習」時における10項目の設定を確認し、問題によって、マイクONの状態でお答えいただく問題、またはOFFのまま手で○×の回答をいただく問題、全員に手で○×で回答いただく問題を確認した。
- ② 「筆記問題」2パターン及び試験問題に関する進行要領を確認し、最終シミュレートを行った。問題は、中古遊技機流通健全化要綱・取扱業務実施要領・認定申請に係る業務の実施要領に明記している中古遊技機流通業務時の遵守事項等から出題する。

(2) 27点検項目用DVD作製費用等について

作製を委託した、ジャパン・セキュリティ・サービス社(JSS社)より下表の見積りが提出され、異議なく了承され、次回理事会へ上申する。しかし、理事会開催が11月19日であることにより、作製会社JSS社への支払いは請求書が届き次第済ませ、理事会へは事後報告とすることが併せて了承された。

《作製費用等見積り》

No.	項目	金額
1	研修用DVD及び説明資料作成料	¥110,000-
2	10月13日研修会(委員会)サポート訪問料	¥27,500-
3	〃 出張旅費交通費	¥61,600-
4	研修用動画(問題&アナウンス入り)作成料	¥165,000-
5	10月27日研修会 ZOOM 会議出席費用	¥27,500-
	総合計	¥391,600-

(3) 再講習日について

取り決め事項に反した取扱主任者を対象とする再講習日を、11月11日(木)もしくは同月26日(金)とし、また、諸事情により出席できなかった取扱主任者へ対する講習会を併せて同日に執り行うことが了承された。

第2号議案 (一社)遊技機取扱技能研修センターとの意見交換会に関する件

全商協は令和4年1月末までに、警察庁へ中古遊技機流通健全化要綱に沿った形で業務を行っていることを規程及び規約へ明記し、全単組統一した取扱主任者講習会の内容とすることを

目指す方向性を回答するに当り、東遊商で立ち上げた(一社)遊技機取扱主任者技能研修センターへ各単組で選抜されたメンバーが訪問し意見交換会を行った。

なお、必ず(一社)遊技機取扱技能研修センターを使うということではない。

意見交換会は全単組に向け2日間おいて行われ、出席した内容は下記のとおり。

① (一社)遊技機取扱技能研修センターとの意見交換会について

開催日時	令和3年10月18日(月)午後1時から
開催場所	(一社)遊技機取扱技能研修センター 東京都台東区東上野3丁目18番7号上野駅前ビル5階
研修センター出席者	篠原理事、伏見理事、事務局4名、東遊商役員
地区遊商出席者	(北海道) 畠山理事長(zoom)、寺崎専務理事、松村監事 (東北) 永山委員長、柳副委員長、山内委員 (関西) 小西理事長、関筆頭副理事長、北専務理事 (九州) 岩下理事長

② 意見交換会次第について

No.	項目
1	井上幸彦 代表理事 挨拶
2	取扱主任者の心構え
3	遊技業界の歴史
4	遊技機流通制度の概要
5	保証書の重要性
6	遊技機の流通におけるテーマ
7	遊技機の流通における主任者の役割
8	遊技機の適正廃棄
9	中古遊技機 実施要領関係
10	点検確認 27項目 (実機を用いた試験のシミュレート)
11	質疑応答

③ 報告書及び質疑応答について

- ・(一社)遊技機取扱技能研修センターとの意見交換会における報告書。

※ 下記が、意見交換会時にプロジェクター映写資料の内容である。

1 取扱主任者の心構え

◀ 第1 取扱主任者の基本 ▶

1 業界における唯一の公的な資格である。

【経緯】平成16年6月内閣府令と検定規則が改正され、保証書の作成主体が拡大規定された。

(認定) 遊技機の保守管理を業とする者又はその従業者であって、遊技機の点検及び取扱いの業務に従事しているもので、公安委員会が遊技機の点検及び取扱いに関し十分な知識及び技能を有し、遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができると認める者であ

ること。

(中古遊技機設置) 公安委員会が遊技機の点検及び取扱を適正に行うに足る能力を有すると認める者。平成 16 年 6 月 22 日警察庁生活環境課の通知文書が発出されてこの検定規則と内閣府令の二つの言い方は、「取扱主任者のことをいう。」と警察庁が認めて、取扱主任者の資格が公的資格と認められた。

「参考」取扱主任者制度は平成 6 年 5 月に業界の自主努力で発足。

- 2 個人に与えられた資格であり、個人としての業務（個人責任）である。
- 3 流通過程におけるセキュリティの確保と遊技機の健全な流通に努め、遊技機の適正な取り扱いを統括管理すること。

つまり、自らの違法な行為と従業者の不正な行為を防止し、遊技機の適正な管理に努めなければなりません。

◀ 第 2 取扱主任者の業務 ▶

基本的に「遊技機取扱主任者に関する規程の第 11 条（8 項目）」に定められている。

「第 11 条」取扱主任者は遊技機の取扱いに関し次に掲げる業務を適正に行わなければならない。

- 1 営業所における遊技機の納入又は受領に伴う遊技機の点検及び書類に関すること
- 2 営業の許可申請書及び遊技機の認定申請書の添付書類その他の書類作成に関すること
- 3 営業所における遊技機の増設、交替その他の変更及び遊技機の保守管理に関すること
- 4 不正遊技機、遊技機の不正使用等の不正行為の通報及び排除に関すること
- 5 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要綱等の規定に基づき、遊技機主任者が行うこととされた業務

◀ 第 3 販売業者の取扱主任者の業務とホールの取扱主任者の業務の違い ▶

- 1 販売業者の取扱主任者の業務
 - ・保証書を書くことが販売業者の取扱主任者に認められている。
 - ・流通（中古機・新台）の過程すべてに関与し、そして責任を負っている。
- 2 ホールの取扱主任者としての業務

「ホールの取扱主任者としての業務」

 - (1) 中古遊技機確認書の作成及び署名
 - (2) 中古遊技機の点検確認時の立会い
 - (3) 認定申請 遊技機点検確認依頼書の作成署名
 - (4) 認定遊技機の点検確認時の立会い及び「認定申請 ぱちんこ遊技機点検確認済書」又は「認定申請 回胴式遊技機点検確認済書」への署名押印

「遊技機管理員としての業務」

遊技機製造業者の業務委託に関する規程第 12 条に定められた遊技機管理員としての業務

2 遊技業界の歴史

・昭和 16 年 太平洋戦争の開戦によりぱちんこが「不要不急の産業」として全面禁止

- ・昭和 21 年 ぱちんこが復活する
 - ・昭和 23 年 ぱちんこの営業が、風俗営業取締法で都道府県条例による「許可営業」となった。
(以下、現在まで。)
- 都度、風営法改正により、ぱちんこ機種の技術革新等がありながら現在に至る。
- 現在の中古流通が開始されたのは平成 12 年 6 月から、平成 22 年より保全処置を前提とした現在の「新中古流通システム」となっている。

3 遊技機流通制度の概要

1. ぱちんこ営業 許可営業

法律や条例に則り、適正に行わなければならない。

遊技機を流通させるためには、公安委員会の許認可を受けたものと、同等の性能であることを証明する書類の添付が必要。

2. 現在の中古機流通制度になるまで

- ① 設置先を所管する公安委員会に、中古機を持ち込み検査を受け異常が無ければ「許可証」の発給を受けていた

↓

- ② メーカーから「保証書」の発給を受けることで、中古機流通が認められた

↓

- ③ 現在の「中古機流通制度」がスタート

※ ①直接持ち込みから②メーカー保証書での流通になるまで

「型式検定制度」によって機械の基準が全国で統一

一時的に中古機流通が出来なくなる。

⇒ 中古機流通を再びするために業界で協議を行い

メーカー → 「保証書」の発給を受ける

販社 → 機械についての責任を保証

「結果」 再び中古機流通が認められた

しかし新台 → 中古 移動可能（二次使用）

中古 → 中古 移動不可（三次使用）

昭和 63 年「確認証紙」が誕生

3. 確認証紙とは

中古機流通の責任を明確化する上からうまれた制度

当時警察庁から全国の都道府県公安委員会に対して、中古機流通の責任を明確化する上で、所定の箇所に「確認証紙」を貼り付けするという事務連絡文書が出ている。

ぱちんこの場合は、全商協がその発給事務の委嘱をうけており現在も続いている。

※ ②メーカー保証書での流通になるまでから③現在の中古流通制度になるまで

昭和 55 年 フィーバー機登場以後主基板に対する不正が増加

メーカーでは、基板検査を条件に「保証書」を発行するようになった。

しかし申請から発給までの時間がかなりかかり、費用も高額であった。

ちなみに、今の中古機流通では、新台納品後最短で3週間後には移動設置が可能です
が、この頃は最短でも半年ほどかかっていた。

平成9年不正されにくいカシメ構造を有する「カシメ基板」が登場

自由で迅速かつ安価な中古ぱちんこ遊技機の流通を求め

全日遊連 → (要望) 日工組

↓

業界6団体で協議

(日遊協、全日遊連、日工組、日電協、全商協、回胴遊商)

↓

カシメ基板を担保とする流通が行政から認められた

4. カシメ基板の基本的構造

「カシメ」という単語の意味は「ふさぐ、閉じる、固定する」という意味

通常の基板 → 四隅のネジを緩めれば開封できる。

・カシメ基板 → 四隅にネジが無い

ネジ止めされている部分は逆に回して緩める事が出来ない構造 = セキュリティー性が向上した。

・カシメを確認することで

遊技機取扱主任者が点検を行う事が認められ → 異常が無ければ「保証書」の作成が可能となった。

業界6団体で構成する「中古機流通協議会」より全商協が中古流通業務の委嘱を受けて、平成12年6月1日から現在の「中古機流通制度」がスタート。

主任者が「保証書」を作成することが可能となり

新台 → 中古 だけでなく

中古 → 中古 への移動が可能となった (検定期間内は何回でも可能)

中古流通の維持・発展のため「保証書」に対する内外の信頼に応えられる確実な点検が必要。

4 保証書の重要性

ホール営業者が作成する、営業許可申請書類に、遊技機あるいは部品の「保証書」を添付して、公安委員会に書類を提出することになっています。

営業許可申請書類と一緒に提出する「保証書」が新台であれば製造メーカーが作成した「保証書」である、中古機であれば内閣府令に記載された「能力があると認められたもの」が作成した「保証書」となる。

「能力があると認められたもの」とは遊技機取扱主任者の事であると解釈されている。

この解釈を前提に、遊技機取扱主任者が作成した「保証書」は認められている。

この前提が崩れ、遊技機取扱主任者が「能力を持たないもの」と解釈されてしまうと、主任者は「保証書」を作成することが出来なくなってしまう。

取扱主任者が作成する「保証書」がどれだけ重要な物であるか、よく理解し、間違いのない点検確認を行い、間違いのない「保証書」を作成しなければならない。

また主任者の作成した「保証書」は、主任者が所属する販売業者に提出すると定められている。

- ・点検確認をせず保証書を作成した場合、どうなるのか

→提出先の公安委員会を欺くことになる

「保証書」は販社が作成するものではなく主任者個人が作成し責任を持つ書類です。

取扱主任者が点検確認を行い、異常が無ければ「保証書」を作成することができる。

たとえ事務員が作成したとしても、記載内容を確認して押印するようにしなければならず、内容に不備があっても事務員の責任にはならない。

→保証書に押印された名前の主任者の責任となる。しっかりと理解することが必要。

- ・保証書の有効期限

→新台・中古は書類作成日から 50 日。認定は 30 日

- ・期限が切れてしまった場合の対応

→再打刻申請をすることが可能

- ・事前点検⇒保証書作成 主任者の責任で流通完結「一主任者完結主義」と呼んでいる

※ そして遊技機の流通において、行政との約束がある。

- ・遊技機の流通において、約束した大切なテーマとして、

「型式の同一性の担保」

「責任の所在の明確化」

「遊技機の流通管理」があげられる。

5 遊技機の流通におけるテーマ

《第一のテーマ》

○型式の同一性の担保

「検定を受けた型式に属する遊技機であることを保証」するために、点検確認を行い、異常が無ければ「保証書」を作成できるのであるから 27 項目の点検確認を行い、「諸元表」の通りであれば、「型式の同一性の担保」がされたこととなる。

平成 22 年より実施されている、型式の保全処置ですが、これは点検確認を行い、「保証書」を作成した状態を、納品設置まで保全することで、同一性の維持を図ったものです。

平成 28 年「製造業者遊技機流通健全化要綱」「製造業者の業務委託に関する規程」が制定され、メーカーが製造した遊技機を、ホールで設置する際や、部品交換時にそれが型式と同等であることの、点検確認を行う事で、「型式の同一性の担保」をしました。

新台・中古において

資格を有する「遊技機取扱主任者」の点検確認が必要

→点検確認を行う能力を身につける事が重要

○新流通システムで起きた違反事例

1. 勝手に再々委託を行い、設置確認書を偽造して委託業者へ虚偽の報告をした。

→180日の委託業務停止処分を受けた

2. 盤面の入替で、保証書と遊技盤番号、枠番号、主基板番号の確認を一切怠り、保証書と異なる状態であるにも係らず、設置確認書を作成し虚偽の報告をした。

→90日の委託業務停止処分を受けた

※ 当然のことながら、ルールを守って行うようにしてください。ルールを守らないと、所属販社をはじめとして業界全体に迷惑をかけてしまいます。

《第二のテーマ》

○責任の所在の明確化

「保証書」の発行に関しては

新台…製造メーカーが発行する「保証書」

中古…遊技機取扱主任者資格を有し、点検確認を行う能力を兼ね備えた

=つまり遊技機取扱主任者が作成した「保証書」

納品設置時には、ホール管理者立会いのもと点検確認を行い

新台…「設置確認書」

中古…「遊技機等点検確認受渡書」にホール管理者が署名することにより、その瞬間から

遊技機は、ホールの責任で管理となる

※ 遊技機取扱主任者、ホール管理者双方が互いの責任を果たすことで、遊技機の流通が成り立っている。この流通制度を確立するために責任の所在の明確化を掲げている。

《第三のテーマ》

○遊技機の流通管理

新台としてホールに納入された遊技機を中古機として流通させる場合

いつ、どこから、どこへ、メーカー・型式・製造番号をもとに、機械1台1台の移動履歴を管理する。→この遊技機の移動履歴を機歴とも言う。

機歴管理がスタートして、遊技機の適正な流通に貢献できるようになったが

・主任者の作成する、書類のミスが頻発

・製造番号の書き間違いにより、機歴情報が間違っ登録されるトラブルが多発

書類作成では、中古書類をPCで作成するソフトを開発し、提供するようにもなったがミスの軽減には、決定的ではなかったという経緯がある

平成14年頃 日工組がQRコードを遊技機の製造番号に取り入れるようになりこれを生かすべく考案されたのが「QRシステム」である。

○QRシステムの開発・運用開始

平成 16 年 東遊商が「QRシステム」を開発

平成 17 年 全商協で採用し全国に広まった

顔写真と位置情報の送信記録を保存することでつまり QRシステムを進化させることにより製造番号の記入ミスの軽減に成功しただけでなく、実際に機械を点検せずに「保証書」を作成し発給を受ける様な不正行為を止めた

↓

結果、行政から高い評価を得ることができ、中古機流通に携わる遊技機取扱主任者の武器となった。

6 遊技機の流通における主任者の役割

製造メーカーが製造した遊技機 ⇒ ホールは購入し営業

ホールから撤去された遊技機 ⇒ 中古機としての利用、使用しないものは廃棄

ぱちんこが製造され、最終的に廃棄に至るまで（いわゆる、ゆりかごから墓場まで）の流通過程の管理の役割を果たすのが取扱主任者です。

主任者は、この流通過程において、「型式の同一性の担保」・「責任の所在の明確化」・「遊技機の流通管理」という責任を担っている存在です。

業界の一員として、主任者の役割を振り返って認識していただきたいと思います。

7 遊技機の適正廃棄

使用しなくなった遊技機は、一般の家庭ごみのように捨てることができません。

遊技機にはその原料がプラスチックや金属（鉛）を多く含んでいる為、焼却するとダイオキシンが発生。埋めてしまう事で土壌汚染などの深刻な問題を引き起こしてしまう危険性が高いからです。当然のことながら野ざらしにしておくこともできません。

以前栃木県内で発生した不法投棄では、社会における我々遊技業界全体のイメージが悪くなるだけでなく、地球環境に深刻な被害を及ぼしかねませんでした。

→業界の責任として、東遊商は関係団体と協力して 21 万台を処理しました。

使用済みの遊技機は、環境省や各都道府県の認可を受けた、産業廃棄物処理施設で法律に則って処分しなければなりません。

現在の法律では、その都道府県で排出された廃棄物は、その都道府県で処理しなければなりません。

あらかじめ環境省に廃棄物を運搬する業者と、その廃棄の処理を環境省が認可した施設で適切な処分をすることを届け出ていれば他県でも処理することができる。

いわゆる「広域再生利用指定廃棄物処理者」として届け出て適正廃棄を行っています。

使用済み遊技機については、営業許可を受けた営業所以外に出回り不正利用されることのないように、営業の用に供さなくなったものは業界の責任として適正廃棄をしなければならない。

→東遊商では「日工組回収システム」を推奨

これから設置期限を迎える遊技機が 280 万台外れてきます。

1 日に処理できる台数と処理待ちの台を保管する場所にも限界があります。

今までに起きてしまった不法投棄の案件を二度と起こさないために期限の間際になって慌てて廃棄しようとするのではなく、業界の一員として計画的で適正な廃棄処理に努めていかななくてはなりません。

※ 主任者の皆さんからもホール様へ「適正廃棄」するようにお願いしてください。

8 中古遊技機取扱実施要領関係

受け取った書類等の内容が正しいかをその場で確認して預かる必要がある。

受け取る書類とは下記記載のものです。

- ・撤去遊技機明細書
- ・中古遊技機確認書
- ・設置元の保証書一式
- ・中古遊技機売買契約書（売買確認書）もしくは遊技機移動同意書
- ・遊技機取扱説明書
- ・くぎ確認シート

これらを用意し、移動する遊技機の「点検確認」となります。

客室から撤去後⇒点検確認の実施⇒速やかに型式の保全措置⇒「保証書」作成
主任者の作成した「保証書」は、所属する販売業者に提出する。

○保管・納品確認書

書類発給後に主任者は「保管・納品確認書」を作成します。

受領日時は、設置のために客室に搬入した日時を記載します。

ホールへ届けた日と混同しないようお願いします。

この設置のために客室に搬入した時点で、管理者は、

- ① 当該遊技機のセキュリティシール番号が適切であること
- ② 当該遊技機の包装・セキュリティシールが開封されていないこと、また開封された痕跡が無いこと

以上、この 2 点を確認し、原則として「保証書」を作成した主任者、つまり事前点検確認を行い「保証書」に名前が載っている主任者が保全措置を解除します。

ホール管理者に開封をお願いすることもあるかと思いますが、その際は「保証書」に名前が載っている主任者の了解が必要であることを、再度確認をお願いします。

○「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書」(正)(副)

保全措置を解除し、設置後に「責任の所在の明確化」のため

必ず管理者立会いのもと 27 項目の点検を行い、証紙番号を確認して確認証紙を貼り付けする。
そして点検結果の欄に「○」を付け、QR 送信後管理者より、署名と捺印をいただく。

この「○」を付けずに後日書類を提出するという事は、点検確認をしていないという事になります。単なる書類不備ではありませんので、注意が必要です。

○確認証紙の貼り付け（遊技盤の枠番号票付近）

中古から中古で既に貼られていた場合はどのように対応するのか。

→上から重ねて貼るか、貼られているものを剥がしてから貼り付けする。

○後日書類の提出

- ・遊技機受渡書（正）
- ・保管・納品確認書
- ・剥離済みのセキュリティシール

※ ホールの開店から 7 営業日以内に提出する。

※ 保証書を作成した遊技機取扱主任者として最後までしっかりとやり遂げる意識を持つことが大事。

・(一社)遊技機取扱技能研修センターとの「質疑応答」内容

Q1	試験官の方はどのような経歴をお持ちでしょうか？ 経営者、メーカーの出身者、行政の OB です。OB はもともとは <u>東遊商</u> にあった <u>健全推進化推進室</u> という部署の <u>メンバーが社団</u> に移った方です。 (OB だけなのだろうか。)
Q2	試験官は何名ですか？ 4 名です。
Q3	東遊商の販社の QR を持っている方は何名を相手に試験をしていますか？ 昨年度の実績では、コロナ禍という事もあり受講者 4 名に対し講師 1 名です。 コロナが収まった場合は、 <u>大体 10 名程度を 1 単位</u> として 3 週間から 1 か月半くらいかかるかと想定しています。
Q4	試験官の方は取扱主任者証を持っていますか？ 全員持っております。
Q5	27 項目の点検の時に主基板を外すとの事だが、今は主基板の取り外しは相当厳しくなっている。<u>一人ひとり機械から取り外して点検をさせると相当な時間がかかるのでは？</u>点検をさせる中で、主基板を外した場合の点検方法を教えるでも良いのかもしれないね。
Q6	<u>警察庁の方に</u>ご理解していただく上で、<u>社団さんが研修センターのテストで落さない、指導する</u>という内容で理解していただけるのか。

	<p>例えば、回胴さんの規約に記載されている内容には、講習を受けテストに合格しなければならぬようですが？</p> <p>その辺は、全商協の中で相談してもらうしかないです。<u>社団にペーパーテストだけでなく、実技試験をしてほしいなど要望を出してほしい。背景として警察庁からは今まで8単組バラバラで対応して差がありすぎたので<u>全国で統一したレベル、方法などでしてほしいという行政からの依頼がある。</u></u></p>
Q7	<p>27項目を20分で試験をするが<u>時間がかかってしまい（20分のところ40分かかる等）オーバーしてしまう人もいるのでは？</u></p> <p>チェックリストに<u>この人はこの項目が「×」だ</u>というように入れていき対応する。<u>途中では止めないで最後まで行う。</u></p> <p>① どのくらいまでオーバーしても良いのか。） ② どのように評価を最終的にするのか。） ③ オーバーしても良い評価方法など詳細は不明。）</p>
Q8	<p><u>基本スキルを全国的に統一していくという事が理想でしょうか？</u></p> <p>それが現在<u>行政から望まれている事</u>です。</p>

以上